

JWF 管理委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、JWF 管理委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、西日本ワイズ基金 (Japan West y's men's Fund 以下「基金」という) の献金を推進し、管理・運用および、適切な基金支出についての判断を行うことを目的とする。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき設けられる。

(基金の用途)

第 4 条 基金は、ワイズ発展の重要プロジェクトおよび、緊急事態に対応するために活用される。

(構成)

第 5 条 本委員会は、理事及び 6 名の委員で構成される。この 6 名に付いては、理事以外の役員会議決権者をのぞくものとし、理事をのぞく委員により委員長を互選する。次期委員は区役員会において選出推薦され、次期理事が任命する。

2. 委員の選考にあたっては、地域性も考慮、して選出されることが望まれる。

(任期)

第 6 条 理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 4 期までの再任を妨げない。

2. 途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(保管)

第 7 条 基金は、本委員会の委員長名義で区事務所に保管されるものとする。

(管理・運用)

第 8 条 基金の管理・運用は、確実な金融機関に預け入れ、安全かつ有利に保管する。

(支出)

第 9 条 基金の支出については、区役員会の 3 分の 2 以上の承認による決定によって検討を依頼された事項を審議し、全委員 3 分の 2 以上の決議を要する。

(付則)

第 10 条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日	改正	2001年7月1日	施行	2003年6月14日	改正	2003年7月1日	施行
2004年4月4日	改正	2004年4月5日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2014年4月19日	改正	2014年7月1日	施行	2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行
2017年7月15日	改正	2018年7月1日	施行	2022年6月11日	改正	2022年7月1日	施行
2022年7月9日	改正	2022年7月9日	施行				